平成２３年（フ）第６９２７号
大阪府守口市八雲東町２丁目23番15―３Ａ号
債務者　森下　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３５号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―105号
債務者　原口　鐵也
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３６号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―105号
債務者　原口　祝子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目10番９号
債務者　谷口　英光
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４３号
大阪府高槻市上土室２丁目12番―804号
債務者　片倉　禎之
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５６号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ20―409号
債務者　近藤　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６３号
大阪府高槻市高西町７番３号
債務者　野村あい子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１号
長崎県長崎市八つ尾町29番25―301号、旧住所長崎県長崎市緑が丘町１番63号　ＴＳハイツ201号
債務者　安原　ナナ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８４８号
大阪府豊中市庄内西町２丁目４番１―601号
債務者　大島　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９２号
大阪府寝屋川市石津南町８番24号
債務者　福田　賢次
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４０号
大阪市住吉区我孫子５―５―13　メゾン太田403、住民票上の住所堺市堺区今池町６丁２番26号
債務者　山口　　亘
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１７号
横浜市港南区下永谷５丁目９番６号　けやきの丘Ⅱ203号
債務者　秋月　路子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１０号
横浜市南区中里１丁目10番９号　ベルシェ20―201号
債務者　五十畑有子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２０号
横浜市保土ケ谷区岩井町123番地の２　保土ケ谷駅前ハイツ１棟607号
債務者　加藤　博美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２４号
横浜市西区浅間町３丁目206番地５
債務者　本島　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６３号
横浜市港北区大曽根１丁目20番12号
債務者　瀧川　道代
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８０号
横浜市中区住吉町１―５　メイフェア横浜関内303、住民票上の住所横浜市中区山手町282番地
債務者　原口　暁子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部